

介護老人保健施設重要事項説明書

<令和7年4月1日現在>

1 事業者（法人）の概要

名 称 ・ 法 人 種 別	医療法人田中会
代 表 者 名	理事長 田中 正規
所 在 地 ・ 連 絡 先	(住所) 愛知県西尾市和泉町 22 番地 (電話) 0563-57-5138 (FAX) 0563-57-8025

2 事業所（ご利用施設）

施 設 の 名 称	介護老人保健施設いずみ
開 設 年 月 日	平成 16 年 5 月 15 日
所 在 地 ・ 連 絡 先	(住所) 愛知県西尾市和泉町 1 番地 8 (電話) 0563-57-8030 (FAX) 0563-57-8450
介 護 保 険 指 定 番 号	2 3 5 3 2 8 0 0 2 3
施 設 長 の 氏 名	田中 正規

3 施設の目的及び運営方針

(1) 施設の目的

医療法人 田中会が開設する介護老人保健施設（以下「施設」という）の適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、施設の従業者が、要介護状態にある高齢者に対し、適切な介護保健施設サービスを提供することを目的とする。

(2) 介護老人保健施設いずみ運営方針

- ①施設の従業者は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、施設サービス計画に基づき、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活を営むことができるようにするとともに、その者のその居宅における生活への復帰を目的とする。
- ②施設の従業者は、入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立って介護保健施設サービスの提供に努める。
- ③介護保健施設サービス等の実施に当たっては、明るく家庭的な雰囲気有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- ④施設サービス計画の作成にあたり、本人の意思を尊重した医療・ケアの方針決定に対する支援に努める。

(3) その他

事 項	内 容
施設サービス計画の作成及び事後評価	担当の介護支援専門員が、利用者の直面している課題等を評価し、利用者の希望を踏まえて、施設サービス計画を作成します。 また、サービス提供の目標の達成状況等の評価を行います。その結果を踏まえて新たなサービス計画を作成します。

4 施設の概要

(1) 構造等

建 物	敷 地	1978.22 m ²
	構 造	鉄筋コンクリート造 6 階建
	述 べ 床 面 積	4699.55 m ²
	利 用 定 員	120 名

(2) 療養室

療養室の種類	室数	面積（一人あたりの面積）	備 考
一 人 部 屋	30	342.62 m ² (11.4 m ²)	ナースコールを設置
二 人 部 屋	1	19.49 m ² (9.7 m ²)	ナースコールを設置
四 人 部 屋	22	726.95 m ² (8.3 m ²)	ナースコールを設置

(3) 主な設備

設 備	室数	面積（一人あたりの面積）	備 考
食 堂	4	275.29 m ² (2.2 m ²)	

機能訓練室	1	120.03 m ² (1.0 m ²)	
浴室	3	263.72 m ²	特別浴槽 3 台設置
診 察 室	1	16.49 m ²	
談 話 室	1	17.12 m ²	
レクリエーション・ルーム	1	37.09 m ²	
洗面所		26.65 m ²	
便 所		158.28 m ²	ブザー、常夜灯を設置

5 施設の職員体制

従業者の職種	人数	備考
施設長	1 名	
医師	1.2 名以上	常勤換算
薬剤師	0.5 名以上	常勤換算
看護職員	11 名以上	常勤換算
介護職員	29 名以上	常勤換算
支援相談員	1.2 名以上	常勤換算
理学療法士	1.2 名以上	常勤換算
作業療法士		
言語聴覚士		
管理栄養士	1 名以上	
介護支援専門員	2 名以上	
歯科衛生士	1 名以上	
事務員	1 名以上	

6 職員の勤務体制

従業者の職種	勤務体制	休暇
施設長	正規の勤務時間帯 (8:30～17:30)	日曜日・祝日
医師	正規の勤務時間帯 (8:30～17:30)	日曜日・祝日
薬剤師	正規の勤務時間帯 (8:30～17:30)	暦日数 31 日 : 10 休 暦日数 30 日 : 9 休 暦日数 29 日 : 9 休 暦日数 28 日 : 8 休
看護職員 介護職員	日勤 (8:30～17:30) 《2F》早番 (7:30～16:30) 遅番 (9:30～18:30) 《3F》朝番 (6:00～15:00) 遅番 (10:00～19:00) 早番 (7:30～16:30) 《4F》早番 (7:30～16:30) 遅番 (9:30～18:30) 《5F》早番 (7:00～16:00) 遅番 (9:30～18:30) 夜勤 (16:00～翌日 9:30) *昼間帯 (8:30～17:30) は、原則として職員 1 名あたり 5 名のお世話をします。 *夜間帯 (19:30～7:30) は、原則として職員 1 名あたり 20 名のお世話をします。	
支援相談員	正規の勤務時間帯 (8:30～17:30)	
理学療法士	正規の勤務時間帯 (8:30～17:30)	
作業療法士	正規の勤務時間帯 (8:30～17:30)	
言語聴覚士	正規の勤務時間帯 (8:30～17:30)	
管理栄養士	正規の勤務時間帯 (8:30～17:30)	
介護支援専門員	正規の勤務時間帯 (8:30～17:30)	

7 施設サービスの内容と施設利用料

(1) サービス内容

種 類	内 容
食 事	(食事時間) 朝食 8:00～ 朝おやつ 10:00～ 昼食 12:00～ 昼おやつ 15:00～ 夕食 18:00～ ・食事等は原則として食堂でおとりいただきます。 ・栄養士の立てる献立表により、栄養と利用者の身体状況に配慮した食事を提供します
医 療 ・ 看 護	・医師により、1週間に1回診察を行います。それ以外でも必要がある場合には診察を行います。 ・ただし、当施設では行えない処置（透析等）や手術、その他病状が著しく変化した場合の医療については他の医療機関での治療となります。
機 能 訓 練	理学療法士等により利用者の状況に適した機能訓練を行い、身体機能の低下を防止するよう努めます。 ＜当施設の保有するリハビリ器具等＞ 平行棒、プラットフォーム、治療台、移動式姿勢矯正鏡、訓練用マット 干渉電流形低周波治療器、歩行器、車いす
入 浴	週2回の入浴又は清拭を行います。 寝たきり等で座位のとれない方は、機械を用いての入浴も可能です。
排 泄	利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うと共に、排泄の自立についても適切な援助を行います。
離床、着替え、整容等	寝たきり防止のため、出来る限り離床に配慮します。 生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。 個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう援助をします。 シーツ交換は週1回、寝具の消毒は年2回実施します。
レクリエーション等	当施設では、次のような娯楽設備を整えております。 将棋・囲碁・ピアノ・カラオケ等
相談及び援助	利用者とその家族からのご相談に応じます。

(2) 施設利用料

施設利用料の額を以下のとおりとします。

(ア) 保険給付の自己負担額は、別に定める利用料金表の【介護老人保健施設サービス費】及び【加算】に介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額となります。介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、事業者が直接介護保険給付が行われない場合があります。その場合、利用料金表の全額をお支払いください。

(イ) 食費・居住費・特別な室料・その他の利用料は、別に定める利用料金表の通りとなります。

8 利用料のお支払方法

指定口座より引き落としさせていただきますので、別紙「預金口座振替依頼書・自動振込利用申込書」に必要事項をご記入・ご捺印の上、担当者にお渡しください。振替日はご利用月の翌月26日（金融機関営業日以外は翌日）となります。お支払いを確認後、領収書を発行します。

なお指定口座の通帳には、「ロウケンイズミ」と印字されます。

9 サービス内容に関する苦情等相談窓口

当施設ご利用相談窓口	窓口責任者 支援相談員 高須 雅人 ご利用時間 8:30～17:00 ご利用方法 電話 (0563-57-8030) 面接 (当施設1階 家族相談室) 御意見箱 (事務室に設置)
愛知県国保連合会	窓口 介護保険課内 介護サービス相談室 ご利用時間 平日 9:00～17:00 ご利用方法 電話 (052-971-4165)
西尾市役所 長寿課	電話 (0563-65-2119)
()	電話 (- -)

10 非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める「西尾病院・介護老人保健施設いずみ 消防計画」にのっとり対応を行います。			
避難訓練及び防災設備	別途定める「西尾病院・介護老人保健施設いずみ 消防計画」にのっとり年2回夜間及び昼間を想定した避難訓練を、利用者の方も参加して行います。			
	設備名称	個数等	設備名称	個数等
	スプリンクラー	600 個	防火扉	39 個所
	避難階段	2 箇所	屋内消火栓補助散水栓	9 台
	自動火災報知機	156 個	ガス漏れ探知機	あり
	誘導灯	36 個所		
カーテン、布団等は防災性能のあるものを使用しています。				
消防計画等	西尾消防署への届出日：平成16年3月31日 防火管理者：伊澤 英二			

11 協力医療機関等

医療機関	病院名及び所在地	西尾病院 愛知県西尾市和泉町 22 番地
	電話番号	0563-57-5138
	診療科	内科、外科、消化器内科、循環器内科、呼吸器内科、神経内科、糖尿病内科、整形外科、脳神経外科、消化器・肛門外科、麻酔科、泌尿器科、放射線科、リハビリテーション科
	入院設備	一般 60 床 回復期 50 床 地域包括ケア 10 床 医療療養 50 床 計 170 床
歯科	病院名及び所在地	みむ歯科クリニック 愛知県西尾市今川町落 50-1
	電話番号	0563-65-2545

12 施設の利用にあたっての留意事項

来訪・面会	窓口受付時間 8:30~18:00 (土・日・祝日 8:30~17:30) 来訪者は時間を遵守し、必ずその都度職員に届け出てください。 施設内は、施設スリッパを使用してください。(土足厳禁)
外出・外泊	外出・外泊の際には、必ず行く先と帰宅日時を職員に申し出てください。
居室・設備・器具の利用	施設の清潔、整頓その他環境衛生の保持にご協力ください。 施設内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。 これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただく場合があります。
迷惑行為等	騒音等他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮ください。 また、むやみに他の利用者の居室等に立ち入らないでください。
所持金品の管理	所持金品は、自己の責任で管理してください。 多額の現金、貴重品の持ち込みはご遠慮ください。
宗教活動・政治活動	施設内での他の利用者に対する執拗な宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。
動物飼育	施設内へのペットの持ち込み及び飼育はお断りします。

13 補足事項

介護老人保健施設は、介護を必要とする方が少しでも自立して在宅で過ごしていただけるように、主にリハビリテーションを行い在宅復帰を目指す施設です。

病状の安定された方で、家に帰るのにはまだ自信がもてない方が、例えば、せめてトイレぐらいは自分でできるようになりたいなどの日常生活の行為を訓練したり、歩行訓練など、施設での生活の中で自分でできることが少しずつ増えるように介護させていただきます。

老健では、個性性を重視した介護計画を立てて、個々の状態にあった介護を提供し、ご本人やご家族に安心して生活して頂けるよう職員一同努力しておりますが、下記の点についてご理解いただいた上、ご利用されますようお願いいたします。

●入所中の医療・病院受診の対応について

入所者に必要な日常的な医療については、当施設の医師が担当させていただきます。その費用は、通常の施設サービス費に含まれます。（ただし、入所者の病状が変化した場合に施設内で行う医療行為について、医療費の自己負担が発生することがあります。）

病状や心身の状態を総合的に評価して、薬を適宜変更しています。特に高齢者は、薬の数と飲む回数が多いと好ましくない問題が多く発生するため、薬を積極的に減らし、服薬回数も少なくしています。

介護老人保健施設は、不必要に入所者のために往診を求めたり、医療機関に通院させてはならないことになっていますが、入所者の病状から見て、介護老人保健施設では必要な医療を提供することが困難な場合は、当施設の担当医の判断のもと、保険医療機関へ受診していただきます。病状や治療方針の説明を受けご理解いただくために、受診時には、ご家族の付き添いをお願いしております。なお、当施設の協力病院は西尾病院です。協力病院以外への受診については、原則として職員の付き添いが必要ですのでご協力をお願いいたします。

保険医療機関での一定の医療行為や、薬剤・治療材料については医療保険での取り扱いになり、それに応じた利用者様の自己負担分も発生いたしますのでご理解ください。

●食料品等の持込みについて

食品衛生上及び栄養管理のため、食料品等の持込みは原則禁止としております。利用者様の状況に応じて、持込みを相談させていただくことがあります。ご理解とご協力をお願いいたします。

●身体拘束について

介護施設での身体拘束は、原則として禁止されており、当施設も身体拘束を行わない方針です。利用者様の安全を確保するために、医師の判断で止むを得ず身体拘束を行う場合は、ご家族にその必要性を文書で説明し、ご本人にも丁寧に説明した上で実施させていただきます。

●起こり得る事故等や発生しやすい病気について

転倒と骨折：転倒は多くの原因が重なって生じることが多く、高齢になるほど十分な転倒予防対策をしていても一定の確率で発生することがあります。（老年症候群）

皮膚の損傷：高齢者になると皮膚が大変薄く弱くなり、ちょっとした摩擦だけでも、皮がむけてしまうことがあります。

誤嚥と肺炎：嚥下機能（物を飲み込む機能）に衰えがでて、食物だけでなく、唾液でも誤嚥性肺炎になることがあります。

抵抗力低下：感染症（風邪、肺炎）にも罹りやすくなっています。特にインフルエンザ等の伝播には注意しますが、抵抗力の低下と集団生活という点も含めご理解ください。

●リハビリテーションの提供体制について

入所から3か月間、週3日以上短期集中リハビリテーションを実施します。入所から3か月を経過すると、リハビリテーションは週3回の実施となります。入所時に認知症の簡易テストを行い、対象者には入所から3か月間、週3日以内の認知症短期集中リハビリテーションを行います。

●老健は、終の棲家ではありません

基本的な入所期間は、3ヶ月毎にご本人様の状態や、在宅復帰の課題等を評価して決定します。入所時より担当の相談員を中心に、今後の方向性についてご本人やご家族のご意向を伺って相談いたします。在宅復帰に不安のある方には、試験外出や外泊をご案内し、課題解消に向けてご相談させていただきます。

●特別障害手当、在宅重度障害者手当を受給されている方へ

上記手当は、在宅の重度障害者の方を対象としており、施設に入所されると手当は支給されません。施設に入所された場合は、各種届出が必要になりますので、市町村役場の障害福祉担当窓口までご連絡をお願いします。また、施設を退所し在宅に戻られた際は、再び受給できますが、改めて手当申請の手続きが必要となります。詳細は、市町村役場の障害福祉担当窓口にお問い合わせ下さい。